

令和 7 年第 1 2 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 25 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第12回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年11月25日（火） 午後3時00分から午後3時46分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室奥	
出席者及び欠席者 の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第12回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和7年第12回朝霞市農業委員会総会

令和7年11月25日（火）

午後3時00分から

午後3時46分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室奥

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

20番 高槻 秀明 委員 1番 橋本 広明 委員

3 提出議案

議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第46号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

（1）報告第11号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	飯倉 文雄
委	員	須田 哲也
委	員	浅川 明彦
委	員	野島 淳
委	員	渡邊 忠
委	員	千田 理恵子
委	員	小寺 哲雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	高野 正芳
委	員	蕪木 勝美
委	員	増田 恵子
委	員	徳生 茂剛
委	員	石原 実
委	員	坂井 嘉市
委	員	高野 政江
委	員	高橋 秀明

欠席委員（2人）

委	員	高木 清
委	員	富岡 勇一

事務局

事務局	局長	長谷 修
事務局	局次長	佐藤 たかみ
事務局	主任	根吉谷 哲
事務局	主事	芦田 磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・長谷事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第12回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第12回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。今週の日曜日は恒例の農業祭が予定されております。場所も産業文化センターに変わりまして、今年は天候の影響で坪掘りの方は中止となりましたが、もちつきの方は例年どおり行われますのでよろしくお願いいいたします。また29日にもち米研ぎの人は午後から出て準備していただきまして、

30日はまたボイラーの方は7時から、早朝から出てきていただければと思います。一般のもち販売の方も8時半、早くから来ていただくことになりますがよろしくお願いいいたします。

それでは、本日も提出議案が3議案ございますので、慎重なご審議の程、よろしくお願いいいたします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

20番 高橋 秀明委員と1番 橋本 広明委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第45号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

なお、議案第45号2番、3番につきましては、関連がございますので、一括で審議いたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第45号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
令和7年11月25日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字浜崎字■■■■■、田、烟、1、063平方メートル

讓受人

讓渡人

譯受理由 級堂相模坂上 譯渡理由 級堂相模綾小

讓受人耕作而積 50 339 33 平吉メートル

耕作考数 471

調査説明会昌 小寺 折雄会昌

采早 2

土地の所在地 登記地目 現況地目 登記面積の順に並びます

図1 丁目 ■ ■ ■ ■ ■ 番 番 3 9 9 平方メートル

讓受人

圖 1 工目

謹湧人

圖 1 工具

讓受理由、交換、讓渡理由、交換

耕作者数 2 人

調査説明委員 飯倉 文雄委員

番号 3

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

岡 1 丁目 ■■■■■ 畑、畑、434 平方メートル

譲受人

岡 1 丁目 ■■■■■ ■ ■ ■

譲渡人

岡 1 丁目 ■■■■■ ■ ■ ■

譲受理由、交換、譲渡理由、交換

譲受人耕作面積、5, 539 平方メートル

耕作者数 2 人

調査説明委員 飯倉 文雄委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

なお、番号 1 につきましては、譲受人が農地所有適格法人として農地を取得しようとする申請になります。

農地所有適格法人につきましては、本日机上に配付した資料をご覧ください。こちらは農林水産省のホームページを印刷したものになりますが、こちらに記載がありますように、農地所有適格法人とは簡単に申しますと、農地を所有できる法人のことを指します。

追加資料の 2 ページ目をご覧ください。

農地所有適格法人と認められるには、こちらに記載された要件を満たす必要があります。

このため、農地所有適格法人から農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請があった場合には、農地法第 3 条の審査のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすかも審査しなければなりません。

以上でございます。

○高橋会長

議案第 45 号 1 番につきまして、小寺 哲雄委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は11月12日及び13日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

本申請につきましては、事務局から説明がありましたとおり、農地法第3条の審査のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすかも審査しなければなりません。

まずは、農地所有適格法人の要件を満たすかの審査に係る内容について申し上げます。

譲受人の法人形態は、公開会社でない株式会社であるため、法人形態要件を満たしています。

次に、農業の売上高が過半を占めていることから、事業要件を満たしていると認められます。

次に、農業関係者の議決権が総議決権の過半を占めていることから、議決権要件を満たしていると認められます。

最後に、役員要件を満たすかについてですが、提出された資料から、役員の過半が、法人の行う農業に年間150日以上従事しており、常時従事していると認められます。

また、役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事するかにつきましても、提出された資料から確認できます。

よって、役員要件を満たすと認められます。

以上のことから、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。

次に、農地法第3条の審査に係る内容について申し上げます。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が所有する農地及び現在借りている農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、農地所有適格法人の場合、本項目は適用されません。

また、参考として、譲受人は約500アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、申請地は元々畠であり、また、作付計画書によると、申請地では人参の栽培を行う予定であるとのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、拠点となる2箇所から、25キロメートルから34キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。はあとぴあを出発して田島方面に100メートル程進んだら右折し、120メートル程進むと左手に申請地があります。以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第45号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第45号1番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第45号2番及び3番につきまして、飯倉文雄委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○飯倉委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は11月18日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、議案第45号の番号2と3のいずれも、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、番号2と3のいずれも、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しております。

また、参考として、番号2の譲受人の世帯は約8アールの農地を、番号3の譲受人の世帯は約5.5アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、番号2の申請地では里芋を栽培する計画であり、番号3の申請地ではトウモロコシを栽培する計画とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、番号2が100メートル程、番号3が50メートル程であり問題ありません。

最後に申請地の位置ですが、4ページをご覧ください。城山通りの岡2丁目交差点から根岸台方面に入り、カーテンじゅうたん王国を右手に300メートル程進むと、左手に番号2の申請地があります。

次に、資料の6ページをご覧ください。番号2の申請地から100メートル程根岸台方面に進むと、左手に番号3の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第45号2番及び3番につきまして、何かご質問がござりますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第45号2番及び3番につきましては、許可することに決しました。

次に、議案第46号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは8ページをご覧ください。

議案第46号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
令和7年11月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字宮戸字■■■■■ 田、畠、1, 500 平方メートル

大字宮戸字■■■■■■■ 田、畠、724 平方メートル

申請人

■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■

転用目的、貸駐車場敷地 農地区分、3種

調査説明委員、蕪木 勝美委員

番号2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字岡字■■■■■ 田、畠、955 平方メートル

申請人

■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■

転用目的、貸駐車場敷地及び貸資材置場 農地区分、3種

調査説明委員、橋本 広明委員

埼玉県朝霞市農業委員会会长 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第46号1番につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は11月20日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は内間木支所からおおむね300メートル以内にあることから、農地法施行規則第43条第2号ハに該当し、農地区分は第3種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可日から1か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者が高齢となり耕作が難しくなってきたことから経営規模の縮小を考えていたところ、区画整理により駐車場敷地の返還を求められた事業者から、申請地を駐車場として利用したいとの申し入れがあったため、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適當か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適當と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付しております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適當か否かについては、配置図等により、適當な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適當か否かにつきましては、既存のL型擁壁で囲われているほか、出入口付近をアスファルト舗装することから、適當であると考えます。

現地調査をしたところ確かに周りはL型擁壁で囲われているものの、添付されている計画図面を見ますと、L型擁壁の方が駐車場敷地の地盤より38cm高い設定になっておりますので、昨今のゲリラ豪雨がありますと38cmそのまま満水になってしまう可能性があると思いますので、それをどうするかは申請者に伺った方がよいかと思います。

またそれを排水するとなると、隣一面は水路敷地ではあるもののそこにすべて流すのか、残りの3面は道路となっているのでそこに配水するのか、疑問に思ったため付け加えさせていただきます。

申請地の位置ですが、9ページをご覧ください。内間木支所から朝霞第五中学校方面に250メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第46号1番につきまして、何かご質問がございますか。小寺委員。

○小寺委員

以前擁壁の設置に関する申請があった土地だと思いますが、その際と申請内容がどう異なるのでしょうか。

○根古谷主任

前回は擁壁を作るにあたり耕作できなくなるため、一時転用として申請がありました。その擁壁も農業のために使用するという前提だったため、今後も耕作するのか確認はしたもの、区画整理により駐車場の代替地を探す話が来たため、急遽今回の申請に至ったと伺っております。

○小寺委員

面積的に見ると開発行為にあたる広さになると思いますが、このあたりの指導は農業委員会以外から指導が出ているのでしょうか。

○根古谷主任

建物を建てる場合は開発の条例にかかってきますが、今回は建物を建てないので開発の条例に該当しない形となります。

○小寺委員

農地の切盛土に関しても規制がかかると思いますが、蕪木委員の説明から考えると規制がかかるのではないのでしょうか。

○根古谷主任

県への事前相談の際に西部環境管理事務所に確認するように言われたため代理人に伝えたのですが、確認してもらったところ問題ないとのことです。

○小寺委員

蕪木委員の説明によりますと、満水状態になった場合水のはけ口がなくなり隣地に影

影響が及ぶのではないかでしょうか。

○根古谷主任

代理人を通して再度確認をし、同時に県にも確認をしたいと思います。

○高橋会長

蕪木委員から説明があったとおり、現状の地盤の高さが38cm低い状況なので、擁壁の高さに盛土する計画になるかと思います。

そのため盛土の許可が必要かどうか確認していただきたいのと、先程の排水の件、下流の農地に影響が出ないのかも合わせて確認をお願いします。

○根古谷主任

わかりました。

○小寺委員

市役所等の指導は受けないのでしょうか。

○根古谷主任

500m²以上が開発条例のラインになってきますが、今回の計画では建築物がないので対象にならないと思います。

○須田委員

県の方からはつきりとした答えは出でていない状況でしょうか。

○根古谷主任

県から届いた指摘を代理人に伝えて修正してもらっている状況です。まだ回答が来ていらないものもありますが、審査する際には県の懸念や疑問がすべて解決された状態でないと許可は下りません。

○小寺委員

やはり面積的に見ても雨水抑制などの対象になるのではないですか。雨水がその

まま流れ出る場合は、周りに影響が出てくるかと思います。

○根古谷主任

雨水抑制につきましては把握しておりませんでしたので、調べてみます。

○高橋会長

排水に関しては県の方からも指摘はあるのでしょうか。

○根古谷主任

県の方でも見ていただいているが、今回の計画では場内浸透となっており放流する計画はないので、県からも特に指摘はございません。

○蕪木委員

砂利敷きの計画となっており場内浸透としているのでしょうか、踏み固められてしまっているので雨の降り方にもよって場内浸透は難しいかと思います。

それと周りの擁壁がプレキャスト擁壁なので、土中の水分流出を防ぐためにある程度止水がされていると思いますので、雨の降り方によっては貯まってしまう可能性があると思います。

○須田委員

元々田んぼでしたが、下が泥炭層の際の浸透ますの性能の試験のようなものはないのでしょうか。

○高橋会長

構造にもよると思いますが、元々水田であれば浸透能力は低いと思います。

○須田委員

申請の近くをよく通りますが、地面がかなり低いところになっていることもあります。大雨が降った時はしばらく雨水が貯まった状態になっています。その状況を見ると排水性能に関して疑問に思います。

○高橋会長

現在の状況では車が浸水してしまうので、そのまま駐車場にすることは難しいと思います。そのため恐らく擁壁と同じ高さまで盛土をすると考えます。

○小寺委員

建物に関しての規制はあるかもしれません、規制を受けない駐車場であれば今回は許可相当としてしかたないのでしょうか。

○高橋会長

ほかにご質問はございませんでしょうか。

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第46号1番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第46号2番につきまして、橋本 広明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○橋本委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は11月17日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地の前面道路には水道管及び下水道管が埋設されており、また、申請地から500メートル以内に朝霞第二中学校、東洋大学朝霞キャンパス及び朝霞病院があることから、農地法施行規則第43条第1号に該当し、農地区分は第3種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可日から令和8年3月31日まで行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者が高齢となり耕作が難しくなってきたことから経営規模の縮小を考えていたところ、区画整理により駐車場敷地の返還を求められた事業者

から、申請地を駐車場として利用したいとの申し入れがあつたため、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適當か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適當と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適當か否かについては、配置図等により、適當な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適當か否かにつきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐことから、適當であると考えます。

申請地の位置ですが、11ページをご覧ください。朝霞第二中学校を出て朝霞浄水場方面に100メートル程進むと、左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第46号2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とするごとにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第46号2番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第47号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根吉谷主任

それでは 13 ページをご覧ください。

議案第 47 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
令和 7 年 1 月 25 日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

宮戸 4 丁目 ■■■■■、畠、畠、419 平方メートル

申請人

宮戸 4 丁目 ■■■■■ ■ ■ ■

買取り申出事由の生じた者

宮戸 4 丁目 ■■■■■ ■ ■ ■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和 7 年 1 月 14 日

証明を必要とする理由 生産緑地法第 10 条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、須田 哲也委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第 47 号につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、11 月 19 日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、14 ページをご覧ください。まず、朝霞第五中学校を出て朝霞

浄水場方面に300メートル程進み、左折し50メートル程進むと正面に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第47号につきまして、何かご質問がございますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第47号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第11号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、12月24日(水)午後3時からです。場所は、市役所別館2階全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第12回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

20番 高橋 秀明 委員

1番 橋本 広明 委員

令和7年12月24日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員